

警報発令時の建物特別公開の対応について

建物特別公開の開催日に建物公開を実施する市町において、警報が発令された場合は、以下のように対応します。

- ①朝 8 時の時点で暴風警報が発令されている場合、午前の特別公開は中止します。
- ②朝 11 時の時点で暴風警報が発令されている場合、午後の特別公開は中止します。
(朝 8 時に暴風警報が発令されていても朝 11 時の時点で解除されていれば、午後の特別公開は実施します。)
- ③暴風警報が発令された場合、その時点で特別公開は中止します。
- ④大雨警報、洪水警報が発令されていても中止にはしません。各自の判断でご参加ください。台風の影響で参加を取りやめる場合、当日の連絡は不要です。
- ⑤特別公開を中止する場合、それぞれの建物の前に貼り紙を掲示します。

愛知県国登録有形文化財所有者の会